

予 算 要 求 資 料

令和5年度12月補正予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 PCB処理推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号：058-272-1111 (内2967)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 7,902 千円 (現計予算額： 2,306 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	2,306	0	0	0	0	0	0	0	2,306
補 正 要求額	7,902	0	0	0	0	0	0	0	7,902
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法に基づき、処分期限 (高濃度は令和4年度末に終了したが処理施設の稼働延長に伴い処理は可能、低濃度は令和8年度末) までに、当該廃棄物を処分しなければならない。また、県の役割として、PCB廃棄物の状況把握や処理に向けた措置等が求められる。

令和5年9月に高濃度PCB廃棄物が新規に発見され、その行政代執行費用が急遽必要となったことから要求することとなったもの。

(2) 事業内容

① PCB保有事業者に対する早期処理に向けた指導 (郵送・電話・訪問)

② PCBの保有の有無や処理の推進に関する広報

③ 県内業界団体とPCB処理の推進に向けた連絡会の開催

④ 処理責任者が不存在等の行政代執行に係る業務

※PCB：燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種で、工場やビル、電車などのトランス (変圧器) やコンデンサ (蓄電池)、蛍光灯の安定器等に用いられていたが、有毒性が指摘され、昭和49年6月以降、製造、輸入が禁止されている。

(3) 県負担・補助率の考え方

区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等は、法律上の県の役割であり、行政代執行が必要となった場合には、全額県費(10/10)で実施する。

なお、代執行費用については、独立行政法人環境再生保全機構のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金のほか、特別交付税措置がされるため、代執行費用のうち5%が県での実質的な負担額となる。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	7,902	行政代執行にかかる費用
合計	7,902	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省）
- ・岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(2) 国・他県の状況

(国)では、自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る、PCB全般の相談窓口の設置や専門家の派遣、保管事業者等に対して早期処理を促進するため、TVCM等の広報の活用及び周知を行う予定。

(愛知県・三重県・静岡県)では、類似の事業を実施しており、令和5年度は処理期限内に処理できなかった保管事業者への改善命令等を行う予定。

(3) 後年度の財政負担

- ・高濃度PCB廃棄物については、処分期間が終了したが、処理施設の稼働延長に伴い処理は可能となるため、新規発見の場合は速やかに処理するよう指導する。処分の措置が講じられない場合、年度内に行政代執行を検討する必要がある。
- ・低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末までに処分しなければならないため、引き続き、保管事業者へ早期処理指導を行っていく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体 県
- ・区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等は法律上の県の役割。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

- (1) 高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し、処理可能期間内処理及び早期処理を推進
- (2) 濃度不明、低濃度PCB廃棄物の保管事業者等に対し、国の手引き等を活用した指導・啓発を実施し、期限内処理及び早期処理について推進
- (3) 行政代執行で処理する必要がある高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、処理が適正かつ迅速に行われるよう調整し、令和5年度末までに処分を完了

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R 年度 実績	R 年度 目標	R 年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

PCB廃棄物の期限内の全数処理を目標としているが、保有者全数を把握できないため、具体的な数値を設定することができない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	高濃度PCB含有安定器については、個別の処理手続き指導を行ったことで、処理指導に従わず処理期限（令和3年3月末）を過ぎた保管事業者は該当なしであった。PCB処理に関する情報の伝達、傘下会員への周知依頼を行うため、PCB廃棄物処理推進連絡会の会員へ迅速な情報共有を行い、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力を得た。
令和 3 年度	きめ細やかな処理手続きの進捗確認等を行い、高濃度PCB廃棄物について、代執行となる案件以外はすべて処理手続き中の状態となった。PCB処理に関する情報の伝達、傘下会員への周知依頼を行うため、PCB廃棄物処理推進連絡会の会員へ迅速な情報共有を行い、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力を得た。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和 4 年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	<p>PCBは、法定処理期間（高濃度は令和4年度末、低濃度は8年度末）までに、県内の全量を処分しなければならない。また、法律上、県の役割として、区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等が求められている。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>掘り起こし調査及びその後の追加調査により、県が今まで把握していなかった新たなPCB廃棄物保有者が明らかになっている。関係業界団体への迅速な情報提供を行い、関係団体内においても処理に対する意識が高まっている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>処理進連絡会に参加している関係団体、事業者との連携も密に行っており、必要な情報を受信、発信できる体制も整っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 低濃度PCB廃棄物について、把握済みの保管事業者に対しては、処分期限である令和8年度末に向けて、計画的に処理を行うよう指導・啓発を行う必要がある。引き続き、処理の推進に関する広報を強化する必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 処分期間が定められており、継続してPCB廃棄物の保管事業者等に対して指導等を実施していく必要がある。指導に応じない事業者等に対しては法に基づく命令等を行う。また、低濃度PCB廃棄物保管者（処分期間は令和8年度末）に対しても、各種基準遵守を指導し適正処理の推進を図る。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	